

議案第24号

大田原市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例の制定について
大田原市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年2月25日提出

大田原市長 相 馬 憲 一

大田原市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例
大田原市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例（平成25年条例第1号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前（旧）の欄に掲げる規定を同表の改正後（新）の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後（新）	改正前（旧）
（布設工事監督者の資格） 第3条 法第12条第2項に規定する<u>条例で定める</u>布設工事監督者が有すべき資格は、<u>次のとおりとする。</u> (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）<u>において土木工学科又はこれに相当する課程</u> <u>を修めて卒業した後、3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この条において「水道等」という。）に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</u>	（布設工事監督者の資格） 第3条 法第12条第2項に規定する_____布設工事監督者が有すべき資格は、<u>次の各号のいずれかに該当するものとする。</u> (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）<u>の土木工学科又はこれに相当する課程において、衛生工学又は水道工学に関する学科目</u> <u>を修めて卒業した後、2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> _____

- (2) 学校教育法による大学において機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程
_____を修めて卒業した後、4年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）
- (3) 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校（次号において「短期大学等」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後。次号において同じ。）、5年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）
- (4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。
_____）
- (5) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校（次号において「高等学校等」という。）において、土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

- (2) 学校教育法による大学の土木工学科又はこれに相当する課程において、衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者_____
- (3) 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校_____において、土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後_____）、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者_____
- (新設)
- (4) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校_____において、土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者_____

(6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

(7) 10年以上水道等の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

(8) 国土交通省令の定めるところにより、前各号に掲げる者と同等以上の技能を有すると水道事業管理者が認める者（水道技術管理者の資格）

第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。

(1) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については3年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）については5年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(2) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において _____ 工学、理学、農学、医学若しくは薬学の課

(新設)

(5) 10年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 _____

(6) 前各号に掲げる者と同等以上の技能を有すると水道事業管理者が認める者（水道技術管理者の資格）

第4条 法第19条第3項に規定する _____ 水道技術管理者が有すべき資格は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 布設工事監督者に必要な資格を有する者

(2) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関

程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）については6年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) （略）

(4) 国土交通省令・環境省令の定めるところにより、前3号に掲げる者と同等以上の技能を有すると水道事業管理者が認める者

する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）については6年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) （略）

(4) 前2号に掲げる者と同等以上の技能を有すると水道事業管理者が認める者

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。